

# 転入届の特例を受ける前に（必ずお読みください）

## 1 転入届の特例として届出できるのは、次のすべての要件を満たす方です。

- (1) 有効な住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード（個人番号カード）を所持していること。  
（転入時にカードと暗証番号の入力が必要です）
- (2) 新住所に住み始めてから14日以内の転出届であること。（15日以上経過していると特例を受けられません）

## 2 次に該当する方は、柏崎市役所の各窓口で必ず手続きを行ってください。

児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給されている方	子育て支援課
-------------------------------	--------

- ※ 就学児については、旧住所地の学校から学校通知文書等をお願いする必要があります。
- ※ 柏崎市で発行した、後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方や、介護保険の要介護認定を受けている方は転入地で手続きを行ってください。

## 3 転入届の特例の流れ

- (1) 転出届を柏崎市役所市民課（〒945-8511 新潟県柏崎市日石町2番1号）へ郵送、または直接届け出てください。郵便による転出届の用紙は柏崎市のホームページに掲載されています。
- (2) 転出届を受け取った市役所では書類の審査を行い、受理した場合は、転出証明書に代わる情報を転入地の市町村に通知します。
- (3) 転出手続き後、新住所地に住み始めた日から14日以内に転入地の市区町村へ有効な住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの上、転入手続きを行ってください。また、転入手続きの際、有効な住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード（個人番号カード）の暗証番号の入力が必要になります。

## 4 転出届受理後、次に該当する場合は転入届が受理されない可能性があります。

- (1) 転入日から14日を経過した場合
- (2) 転入手続きの際に、有効な住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード（個人番号カード）を持参しなかった場合
- (3) 有効な住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード（個人番号カード）の暗証番号を忘れた、または暗証番号の入力を3回間違えてしまった場合
- (4) 転出手続き後、転出予定日から30日を経過しても、転入手続きを行わなかった場合

## 5 その他

転出届を届け出た後、その内容に変更が生じた場合は、速やかに柏崎市役所市民課へご連絡ください。連絡がない場合は、転入手続きができなくなる可能性があります。

（例）転出先の変更、転出のとりやめ、転出する世帯員の変更

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

〒945-8511

新潟県柏崎市日石町2番1号

柏崎市役所市民生活部市民課

電話：0257-21-2200